平成２１年（フ）第１７９号
北海道帯広市西18条南２丁目11番地143
債務者　石橋　聖子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２３４５号
横浜市西区楠町４番地１　ガラ・シティ横浜西口605号
債務者　青野　順子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３５８号
横浜市戸塚区矢部町1542番地　エミネンスハウス203号
債務者　上川原　環
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４３０号
横浜市港南区芹が谷１丁目26番23―104号
債務者　村田　　亮
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４４０号
横浜市港南区野庭町600番地　野庭住宅９棟201号
債務者　荒井　定男
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４４７号
横浜市青葉区荏田町468番地13　エダハイツ102号
債務者　今　さよ子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４５４号
横浜市鶴見区向井町１丁目25番地３　大沢荘１号室
債務者　橋野　　廣
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４５５号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1460番地
債務者　橋野　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８８号
神奈川県大和市深見1700番地　小林貸家３―１
債務者　岡村　由美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４１３号
横浜市金沢区並木３丁目18番８―303号
債務者　吉原　宏明
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８１号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目５番地　瑞穂野市営住宅13号棟56号室
債務者　川俣　紀明
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１６号
栃木県宇都宮市山本２丁目35番３号
債務者　佐藤　倫子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１９号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁205番地７　渡辺ハイツＢ号二階
債務者　渡邉　真幸
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２０号
栃木県足利市五十部町519番地８　光優ハイツ101
債務者　坂本　孝一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２４５２号
横浜市鶴見区矢向４丁目10番７号　パールコート203
債務者　齊藤　法子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部